

令和5年度

自動車検査員研修資料



国土交通省

中国運輸局島根運輸支局

## 【目 次】

1. 自動車整備事業に係る統計資料 .....	1
2. 保安基準適合証の記載等について .....	2
3. 電子車検証の取扱いについて .....	4
4. 記録事務代行制度について .....	5
5. 保安基準適合証に関する事項について .....	5
6. 参考 .....	6

# 1. 自動車整備事業に係る統計資料

## 指定工場数の推移（中国運輸局管内）

各年度末現在

県別	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
島根	292	290	292	292	291	294	293	291	294	297	295	293	292	287
広島	724	731	738	746	752	765	761	762	772	769	773	779	790	792
鳥取	197	198	198	196	196	194	193	194	192	190	190	191	193	196
岡山	680	685	687	687	687	691	692	701	710	714	722	727	726	730
山口	457	459	464	473	479	484	480	478	476	476	474	474	477	478
合計	2,350	2,363	2,379	2,394	2,405	2,428	2,419	2,426	2,444	2,446	2,454	2,464	2,478	2,483

## 認証工場及び指定工場数の推移（島根県）

各年度末現在

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
認証工場	589	597	596	597	598	593	586	581	584	581
指定工場	291	294	293	291	294	297	295	293	292	287
指定化率(%)	49.4	49.2	49.2	48.7	49.2	50.1	50.3	50.4	50.0	49.4

## 自動車検査員及び整備主任者の選任者数の推移（島根県）

各年度末現在

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
整備主任者	1,867	1,875	1,855	1,847	1,828	1,824	1,817	1,785	1,724	1,746
自動車検査員	949	964	983	975	982	994	998	996	999	991

## 2. 保安基準適合証の記載等について

【紙による交付の場合】

継続検査の場合

暦年一連番号

保安基準適合証 456789  
 限定保安基準適合証

番号 20 令和5年 7月 9日 交付

指定自動車整備事業者の氏名又は名称  
 事業場の名称及び所在地

〇〇自動車株式会社  
 〇〇自動車株式会社〇〇支店  
 島根県松江市〇〇町〇〇-〇〇

事業場印

検査日から15日以内

指定番号 島-2345-3458

保次 の 自動車  
 限次の自動車の整備に係る部分が道路運送車両の整備していることを証明する。

検査の年月日 令和5年 7月 8日

自動車検査員の氏名 島根 太郎

検査員の自署

検査員印

自動車登録番号又は車両番号 〇〇 500 す 1234

車台番号 ABC123-123456

使用者 氏名又は名称 〇〇株式会社  
 住所 島根県松江市〇〇町〇丁目〇番

乗車定員 5 人 最大積載量 kg

用途 乗用 車両総重量 1445 kg

保険期間 令和3年7月12日から令和7年7月12日まで

最終の検査申請日 令和5年 7月 12日

証明書番号 保険会社  
 ABCD1234 〇〇損保  
 ABCD2345 〇〇損保

走行距離計表示値 35500 km mile

自動車検査証を転記

注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。  
 2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。

指定整備記録簿の数値を記入  
 ※100km未満は切り捨て  
 ※マイル表示は「mile」に〇印  
 ※走行距離計がない場合、大型特殊、被牽引車も「-」を引く

### 【記載上の注意事項】

- ① 検査年月日と検査員氏名は訂正不可。
- ② ①以外の記載事項を訂正したときの訂正印は事業場印。
- ③ 適合証または適合標章を書損した場合は、適合証及び適合標章の記載面を朱抹したうえ、適合証（控）に綴って保存。
- ④ 適合証（控）及び交付しない適合標章には検査員印・事業場印を押印しない。
- ⑤ 記入しない欄には斜線を引く。

### 【その他】

- ・暦年処理を行うこと。

### 【電子による交付の場合】

○交付するまでにおける注意点等（導入されているシステムにより異なります）

- ・使用者氏名、住所等の誤入力（自動車検査証との整合）  
 ただし、第3水準の漢字であれば代用字でも可。
- ・自賠償保険期間の確認
- ・最終の検査申請日の入力
- ・メーター交換をされた場合には「km解除」の指示
- ・附属装置のある車両など、2段書きの諸元
- ・承諾書の事前取得
- ・保安基準適合証（標章）管理簿

【その他】中古新規を電子保適で申請する場合

# 保安基準適合証（標章）管理簿

1/1 ページ

2016年9月分

項番	保適証番号	交付年月日	保適交付者	車台番号	自動車登録番号情報	用途	検査種別		適合区分		自動車検査員氏名	検査年月日	使用者氏名または名称	最終検査申請日	保険期間(自)	保険期間(至)	標章発行区分
							中古新規検査	中古予備検査	継続検査	保適証							
1	16000002	2016/09/16	登録太郎	XXX-XXXXXX	ああ 1111	乗用			○	○	検査一部	2016/09/16	使用者太郎	2016/12/31	2015/01/01	2017/12/31	未発行
2	16000003	2016/09/16	登録太郎	XXX-XXXX-1111	品川 あ 1234	乗用			○	○	検査二部	2016/09/16	使用者次郎	2016/12/31	2015/01/01	2017/12/31	発行済
3	16000004	2016/09/23	登録太郎	ABC-0001		乗用	○			○	検査三部	2016/09/23	使用者三部		2016/09/23	2018/09/22	未発行

## 保安基準適合証（標章）管理簿の出力方法

【参考1】保適証サービスWEBページについて（ログイン方法）

日整連ホームページ

日整連HPよりリンク

日整連自動車情報サイト(イメージ)

保適証サービスWEBページ

保適証サービス画面操作マニュアルを『日整連自動車情報サイト』に掲載

- 保安基準適合証 利用者管理サービス(WEB) 画面操作マニュアル
  - ※ユーザーの登録・変更等を行う利用者管理サービスのマニュアル
  - ・指定整備工場事業者権限ユーザー向け【拠点管理担当者用】
  - ・指定整備工場事業場管理権限ユーザー向け【事業場管理責任者用】
- 保安基準適合証サービス(WEB) 画面操作マニュアル
  - 【保適証入力者・検査員・登録(交付)者用】
  - ※保適証データの入力や登録を行うためのマニュアル

※ID・パスワードにてログイン

自動車情報管理センター  
保安基準適合証メニュー  
Automotive Information Relay & Archive Center

保安基準適合証の手続き

保適証の作成・編集・登録(ブラウザ型)

保適証 1件登録

- 作成: 保適証情報を作成します。
- 編集: 作成中の保適証情報を編集します。
- 保適証 1件引戻: 保適証情報を編集可能な状態に戻します。
- 保適証 1件削除: 保適証情報を削除します。
- 保適証照会: 保適証情報を照会します。

保適証の登録・修正・削除(スタンドアロン型整備業務システム:P12, 14参照)

- 保適証一括アップロード: 保適証集約ファイルをアップロードします。
- 処理結果ダウンロード: 保適証集約ファイルの処理結果をダウンロードします。
- 適合標章交付: 保安基準適合標章のPDFファイルの出力
- 発行帳票: 管理簿を出力します。  
交付簿の代わりにするもの

選択する

### 3. 電子車検証の取扱いについて

中国運輸局島根運輸支局

## 電子車検証の取扱いについて

電子車検証で指定整備を行う際は、必ず「**車検証閲覧アプリ**」を使用してください

アプリのインストールはこちらから ▶ 

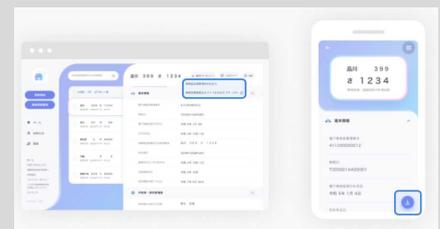


**車検証閲覧アプリ**(オンラインモード)を使用し、**電子車検証のICタグ**を読み取る

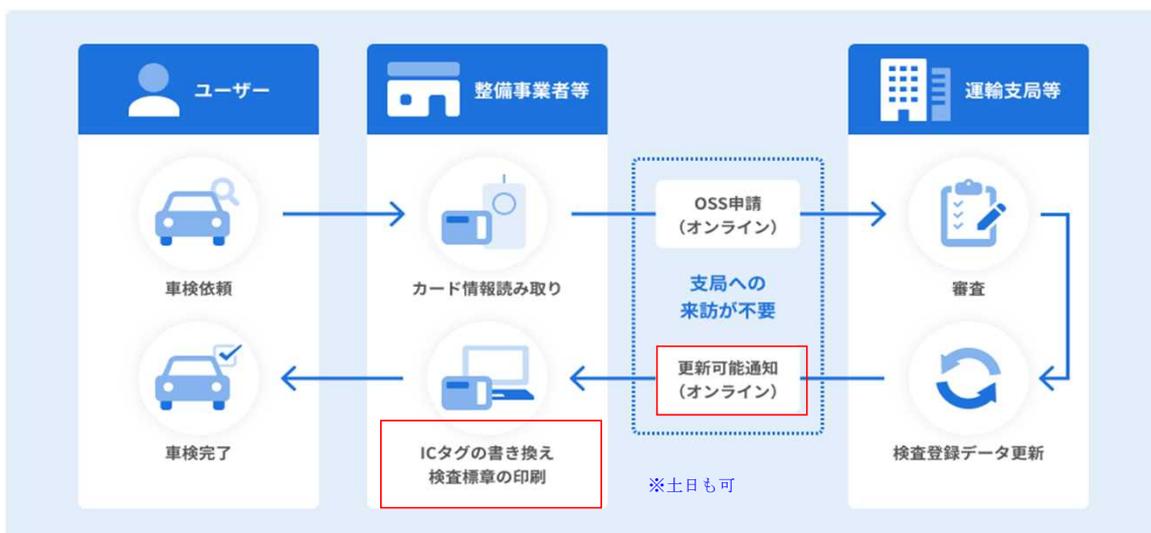
表示された 車検証情報 又は「**自動車検査証記録事項**」をPDF形式で表示(印刷可)により確認する

#### 注意

電子車検証発行時や更新時に、支局から発行される「自動車検査証記録事項」では指定整備を行うことはできません



## 4. 記録事務代行制度について



### 記録事務代行ポータル

業務に必要な環境



## 5. 保安基準適合証に関する事項 (中古新規)

現車提示を省略できる自動車  
(構造等に変更がないもの)

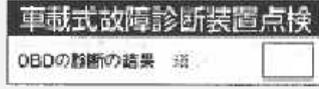
●乗用車・軽自動車・二輪車

●小型貨物自動車

(最大積載量1t以下かつ車体形状「バン」)

## 6. 参考

「電子制御装置整備」「OBD点検」「OBD検査」の違いについて

	電子制御装置整備(車両法改正)	OBD点検(点検基準改正)	OBD検査(車両法改正)
概要	電子制御装置整備を特定整備に追加	OBD点検の追加	OBD検査の追加
開始時期	令和2年4月1日	令和3年10月1日	令和6年10月1日※6
実施時期	対象の特定整備を行うとき	1年毎の点検時※3	検査(車検)時
対象車両	対象装置を備える自動車 (大特、被けん引車、二輪を除く) (国土交通省HPに一覧表あり)	OBDを備える自動車 (大特、被けん引車、二輪を除く)	令和3年10月1日 (輸入車:令和4年10月1日) 以降の新型車 (大特、被けん引車、二輪を除く)
対象装置	保安基準に規定されている ・衝突被害軽減制動制御装置 ・自動命令型操舵機能 ・自動運行装置の ●センサー(前方のカメラ、レーダー、レーザー等) ●ECU ●センサーの取り付けられている車体前部(バンパ、グリル、窓ガラス)※1	下記の識別表示(警告灯) ・原動機、制動装置、ABS、エアバッグ  ・衝突被害軽減制動制御装置※4 ・自動命令型操舵機能※4 ・自動運行装置※4	・運転支援装置 (ABS、ESC、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報装置) ・自動運行装置 ・排ガス関係装置
実施作業 又は 対象作業	対象装置の取り外し、取付位置・取付角度の変更、機能調整には電子制御装置整備の認証が必要 (令和6年3月31日までの経過措置を適用できる場合あり)	整備用スキャンツールを用いて点検又は識別表示(警告灯)を用いて目視による点検※5 (メーカーの指示がある場合はその方法)	検査用スキャンツールを用いて検査 (認定機器は(一社)日本自動車機械工具協会のHPに掲載) ※6
対応	整備要領書等に基づき、必要な整備を実施※2	整備要領書等に基づき、必要な整備を実施※2	整備要領書等に基づき、整備した上で再検査
備考	※1 直接センサーと接していなくとも、センサーの作動に影響を及ぼすものを含む ※2 電子制御装置整備の認証が必要な場合あり	※3 記録簿に記載する  ※4 保安基準が適用される装置に限る ※5 整備作業が発生せず、点検だけならば、電子制御装置整備の認証は不要	※6 OBD検査のプレ運用が令和5年10月1日から開始される(任意)